

国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器の取扱いに伴う放射線障害の防止については、この細則によるもののほか放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「障害防止法」という。)並びに国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第6条第1項に規定する放射線研究室及び東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則(以下「センター運営規則」という。)第5条第1項第1号に規定する遺伝子実験施設が定める放射線障害予防規程(以下「予防規程」という。)によるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この細則における「事業所」とは、組織及び施設のうち、障害防止法第3条の規定に基づき、使用の許可を受けた本学の農学部事業所、工学部事業所及び遺伝子実験施設事業所をいう。</p> <p>(管理及び使用責任者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 東京農工大学放射線研究室運営規則(以下「放射線研究室運営規則」という。)第4条第1項に規定する放射線研究室の室長</p>	<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器の取扱いに伴う放射線障害の防止については、この細則によるもののほか放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「障害防止法」という。)並びに国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第6条第1項に規定する放射線研究室が定める放射線障害予防規程(以下「予防規程」という。)によるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この細則における「事業所」とは、組織及び施設のうち、障害防止法第3条の規定に基づき、使用の許可を受けた本学の農学部事業所及び工学部事業所をいう。</p> <p>(管理及び使用責任者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 東京農工大学放射線研究室運営規則(以下「放射線研究室運営規則」という。)第4条第1項に規定する放射線研究室の室長</p>	

<p>(以下「室長」という。)は、放射線研究室における安全管理に関する業務を、<u>センター運営規則第5条第2項に規定する遺伝子実験施設長(以下「施設長」という。)</u>は、<u>遺伝子実験施設における安全管理に関する業務を、それぞれ処理する。</u></p> <p>3～7 (略)</p> <p>(委員会)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 放射線研究室の運営については、放射線研究室運営規則第8条に規定する放射線研究室運営委員会において、<u>遺伝子実験施設の安全管理については、センター運営規則第13条第1項に規定する遺伝子実験施設放射線安全管理委員会において、それぞれ審議し、安全管理に関する審議内容や定期検査等の結果について小委員会に報告する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(管理区域)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業所の長は、<u>放射線研究室及び遺伝子実験施設に管理区域を設け、標識を掲げるものとする。</u></p> <p>(調査及び点検)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 放射線研究室及び<u>遺伝子実験施設以外に設置された放射性物質</u> 装備機器の使用責任者は、当該機器について、調査及び点検を行うものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(以下「室長」という。)は、放射線研究室における安全管理に関する業務を処理する。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(委員会)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 放射線研究室の運営については、放射線研究室運営規則第8条に規定する放射線研究室運営委員会において審議し、安全管理に関する審議内容や定期検査等の結果について小委員会に報告する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(管理区域)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業所の長は、放射線研究室に管理区域を設け、標識を掲げるものとする。</p> <p>(調査及び点検)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 放射線研究室以外に設置された放射性物質 装備機器の使用責任者は、当該機器について、調査及び点検を行うものとする。</p> <p>5 (略)</p>	
---	---	--

附 則(細則第6号)

- 1 この細則は、平成28年4月4日から施行し、平成28年2月20日から適用する。
- 2 東京農工大学学術研究支援総合センター遺伝子実験施設放射線障害予防規程は、廃止する。